

棚塩地区伐採業務特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、棚塩地区伐採業務に適用する。本仕様書に定めがない事項は福島県業務委託共通仕様書に準じるものとする。さらに、これによりがたいものについては別途協議するものとする。

2 業務目的

本業務は、浪江町が進める復興まちづくり計画で位置づけられている「復興牧場」（被災地域農業復興総合支援事業畜産施設整備）を整備するにあたり、造成及び埋蔵文化財本発掘のための立木伐採を行う。

3 業務概要

本業務の対象区域は、浪江町大字棚塩字赤坂及び字植松及び字弥平迫地内で伐採の範囲約19.15haである。伐採対象区域内の伐採指定地以外の土地への立ち入りは行わず、樹木の伐採に際しては伐採指定地以外への立ち入り、影響が無いよう細心の注意を払うこと。また、伐採工程は発注者の指示に従う。

① 伐採・玉切 約 12.5 ヘクタール

伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意する。

② 下刈 約 17.5 ヘクタール

③ 伐採樹木選別集積 約 12.5 ヘクタール

事業区域内の発注者が指定する場所に集積する。

4 準拠仕様

本業務の履行にあたっては、本仕様書および「1 適用範囲」に示した各仕様書によるほか、各種上位関連計画、その他関係法令等に準拠して実施するものとする。

5 疑義解決

本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ解決し、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。

6 資料の貸与

本業務に必要な関係資料は、発注者が受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与品についての管理責任を明確にし、破損、紛失のないよう常に善良な管理を行うとともに、発注者の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。

7 守秘義務

本業務における成果は、全て「発注者」に帰属するものであり、「受託者」は委託の過程および結果から知り得た情報について「発注者」の許可なく公表してはならない。

8 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項についても、技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

9 主任技術者

受託者は、業務全般にわたり技術的管理および秩序正しい業務を遂行するために、主任技術者を選任するものとする。

10 計画準備

本業務の目的、内容を把握し、仕様書に則した最適な作業を円滑に進め、工程および所定の品質を確保するために必要な資料、機材、技術者等の配置等について計画および準備を行うものとする。

1 1 打合せ協議

本業務の打合せ協議の際には打ち合わせ記録簿を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。業務実施にあたっては発注者と緊密に連絡を取りながら行うものとする。

1 2 検査

本業務の成果品および関係資料、ならびに作業の実施状況について、発注者は随時検査を行うことができるものとする。また、業務完了後といえども過失又は疎漏等に起因する不良個所が発見された場合は、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

1 3 完了

本業務は、発注者の竣工検査を受け、検査合格により完了とする。

1 4 業務履行期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日限りとする。

1 5 留意事項

当該区域の放射線環境については「原子力規制委員会の放射線モニタリング情報」および福島県ホームページ内の「福島県放射能測定マップ」の観測データを参考にし、着手時に受注者は作業位置の線量測定を行い、発注者に報告し安全管理について協議すること。